Ⅳ 環境にやさしく安全で快適なまちを築くために

IV 環境にやさしく安全で快適なまちを築くために

| 1. 市街地の整備 83 | 2 交通90 |
|-----------------------------|--------------------------------|
| 1 都市計画の内容83 | (1) バス96 |
| (1) 市街化区域及び市街化調整区域83 | (2) 鉄道、モノレール96 |
| (2) 地域地区83 | (3) 交通安全97 |
| (3) 地区計画85 | |
| 2 開発事業87 | 5. 緑の保全・創出 ······98 |
| 3 大和基地跡地利用87 | 1 狭山丘陵の保全98 |
| | 2 公園・緑地99 |
| (2) 大和基地跡地の利用87 | 3 緑化10: |
| 4 土地区画整理事業 89 | |
| — (1) 東部土地区画整理事業89 | ・育成に関する条例10 |
| (2) 上北台駅周辺土地区画整理事業89 | (2) 道路の緑化10: |
| (3) 立野一丁目土地区画整理事業89 | (3) 保存樹木・保存樹林・ |
| 5 東大和市都市マスタープラン90 | 保存生垣の指定状況102 |
| | |
| (2) 目標年次と人口・市街地規模90 | 6. 防災・防犯体制の推進 ⋯⋯⋯⋯ 103 |
| (3) 全体構想90 | 1 消防業務103 |
| (4) 地域別の街づくり方針90 | 2 災害対策103 |
| 6 下水道91 | 3 防犯対策103 |
| (1) 下水道の役割91 | |
| (2) 当市の下水道事業91 | 7. ごみの減量とリサイクルの推進 ········ 108 |
| (3) 下水道整備状況91 | 1 リサイクルの推進105 |
| | (1) 東大和市廃棄物減量等推進審議会 105 |
| 2. 良好な住宅環境の形成 92 | (2) 資源収集事業10 |
| 1 住宅92 | (3) 小平・村山・大和衛生組合 |
| 2 分譲マンション93 | 資源物中間処理施設10 |
| 3 都営住宅建替事業93 | (4) 東大和市資源物等選別作業倉庫109 |
| (1) 東大和向原団地建替事業93 | (5) 資源物集団回収事業の推進109 |
| (2) 東京街道団地建替事業93 | (6) 生ごみ自家処理の推進109 |
| | (7)資源の再利用109 |
| 3. 都市景観の形成94 | (8) 民間事業者との連携109 |
| 1 美術工芸品(モニュメント)設置事業 …94 | 2 廃棄物処理100 |
| | 3 し尿処理及び浄化槽汚泥処理10 |
| 4. 道路・交通の整備 ····· 95 | |
| 1 道路95 | 8. 環境の保全108 |
| (1) 一般道路95 | 1 公害の防止108 |
| (2) 都市計画道路95 | |
| (3) モノレール(特殊街路)95 | |

1. 市街地の整備

当市は農業を主とした村から、農業を存続しながらも住宅都市としての性格をもつまちに大きく移り変わってきた。

昭和14年12月、当時の立川町、砂川村、村山村、 日野町ほか6か村とともに立川都市計画区域に追加 され、秩序あるまちづくりの一歩を歩みはじめた。 現在は立川市、武蔵村山市とともに立川都市計画区 域となっている。

昭和18年8月には旧都市計画法による用途地域として、東大和市駅付近(青梅街道沿い)が商業地域に、また現在の工業地帯周辺が工業地域に、残りの地域が住居地域にそれぞれ指定された。

その後、昭和25年に従来の市街地建築物法に代わり建築基準法が施行された。昭和36年には、三多摩都市計画の大幅な改正に伴う用途地域の改正、空地地区、都市計画道路、風致地区及び都市計画公園の決定などが行われ、市の都市としての骨格を定める大きな要素の一つとなった。

また昭和44年、現行の都市計画法が施行され、翌 45年には計画的なまちづくりの基本としての市街化 区域及び市街化調整区域が指定された。

昭和46年1月には、従来の建築基準法が大幅に改正され施行された。この改正に伴い、昭和48年11月、 用途地域が全面的に変更された。

昭和51年11月には建築基準法の一部改正が行われ、各所で社会問題化していた中高層建築物によって生じる日影を一定の基準をもとに規制するため、昭和53年10月に日影による中高層建築物の高さの制限に関する都条例が施行された。

さらに、平成5年6月には近年の地価高騰に対応した総合的な土地政策の一環として、土地利用計画制度の充実を図り、良好な市街地環境を整備し、都市の秩序ある発展を図るため、用途地域の細分化及び木造建築物に対する制限の合理化等を含めた「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」が施行された。

この法律改正に伴う新しい用途地域は、平成8年5 月31日に指定された。

また、行政区域面積の精査に伴って都市計画区域が、1,354haに変更になった。

都市計画は、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために重要な施策の一つであ

る。そこで、道路・公園・下水道等の都市施設の整備 とともに、市は適正な規制・誘導による合理的な土 地利用を図り住みよいまちをつくっていくため、今 後も都市計画事業を推進していく必要がある。

1 都市計画の内容

(1) 市街化区域及び市街化調整区域 (表1参照)

市の約73パーセントを占める区域が市街化区域に指定されている。

市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域と、おおむね10年ぐらいで計画的に市街化を図っていく区域である。また、市街化調整区域とは、市街化を抑制していこうとする区域で、多摩湖と狭山丘陵の一部が指定されている。

(2) 地域地区

① 用途地域 (表2参照)

用途地域は、昭和45年6月の改正で、従来の4種類の地域から8種類の地域へと細かく分類され、当市では昭和48年11月の見直しで、そのうち5種類の用途地域が指定された。住宅地として従来の住居地域が第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域と3種類の地域に変わり、市街化区域の90パーセントを占める区域になった。

商業地としては、従来の商業地域である南街の青梅街道沿道と、芋窪・奈良橋の青梅街道、都道128号線([通称]志木街道)の沿道の一部の、計4か所が近隣商業地域に変わり、富士見通り、新堀及び清原の一部地域が新たに近隣商業地域に指定された。

また、住・工の混在防止とより密度の高い工業地の利用を図るため、市の西南部に指定されていた工業地域が一部縮小された。

さらに、昭和53年3月には、東部土地区画整理事業の進行により事業区域内の用途地域が改正され、昭和56年4月には全市を対象に用途地域の見直しが行われた。その後昭和59年11月には、大和基地跡地利用計画に伴い新たに準工業地域が加わった。平成元年10月には、二度目の全市を対象とした見直しが行われた。

また、平成5年6月に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律が施行され、従来

の用途地域8種類が12種類へ細分化された。 その結果、住居系の用途地域が3種類から7種類へと詳細なものとなった。当市では、平成8年5月に三度目の全市を対象とした見直しが行われ、この12種類のうち10種類の用途地域が指定され、東大和市駅前周辺が商業地域となった。また、車社会を反映し、上北台駅周辺及び立野一丁目土地区画整理事業区域を除く、新青梅街道沿道が準住居地域に指定された。

平成9年11月、上北台駅周辺土地区画整理 事業の進捗に合わせ、用途地域が改正された。 多摩モノレール上北台駅周辺が商業地域に、 新青梅街道及び芋窪街道沿道が準住居地域に 指定された。

さらに、平成13年7月、立野一丁目土地区画 整理事業の進捗に合わせ、用途地域が改正され、 新青梅街道沿道が準住居地域に指定された。

平成16年8月に四度目の全市を対象とした 見直しが行われ、上北台一丁目内に用途地域 で敷地面積の最低限度が規定された。

平成17年11月、都道43号線([通称]芋窪街 道)の新青梅街道から青梅街道までの区間の 整備に合わせ、沿道が第一種住居地域に指定 された。

平成18年3月、低層住宅地の住環境を保全するため、第一種低層住居専用地域のうち127.5haについて敷地面積の最低限度が規定された。

平成29年5月、立川都市計画道路3・2・4号新 青梅街道線の拡幅整備に合せ、沿道の準住居 地域を拡大した。

平成29年7月、東京街道団地内に生活支援機能を誘導するため、地区の一部を第一種住居地域に指定した。

② その他の地域地区等(表3参照)

市では、10種類の用途地域に加え、特別用途地区(特別工業地区)、高度地区、準防火地域、生産緑地地区を指定している。また、風致地区及び狭山近郊緑地保全区域も指定されている。

≪特別用途地区(特別工業地区)≫

工業地域のなかでも、周辺の住宅などの生活 環境に大きな影響を及ぼすことがないような配 慮から、特に有害な化学工場や排水による河川 汚濁の危険性の高い工場などの立地を規制する ため、当市の工業地域の全域を特別工業地区に 指定している。

≪高度地区≫

昭和45年に指定された三多摩高度地区から昭和48年11月以降第1種、第2種、第3種の3種類の高度地区に指定替えした。

地域の特性に応じて建物の高さを制限することによって、北側の家の日照や通風などの確保を図っている。

平成20年7月、都市マスタープランで掲げた 住環境の保全の方針に基づく、住みよい環境づ くり、良好な街並み景観の形成、建築紛争の防 止などを目的に、絶対高さ制限を定めた。

≪準防火地域≫

火災の延焼拡大を抑制し、災害に強いまちに していく必要があることから、小・中学校敷地 及び建ペい率50%以上の地域を準防火地域に指 定している。

≪風致地区≫

風致地区は、自然の景観や地形、展望、樹林などが広がるすぐれた地域で、比較的市街地に接近しているところを指定するものである。

市の北部に位置する多摩湖畔分譲地を含む、狭山丘陵の一部が廻田風致地区として昭和36年10月に指定され、昭和45年6月に「第1種」及び「第2種」に区分された。

この区域で宅地の造成や家などを建てる際には、市長の許可を受けることになり、さらに建物の色彩や土石の採取等にも制限がある。

≪生産緑地地区≫

生産緑地地区は、昭和49年6月に制定された 生産緑地法に基づき、市街化区域内にある農地 等のうち、公害又は災害の防止、農林・漁業と 調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計 画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ろう とする都市計画の制度である。

なお、平成3年4月の生産緑地法の改正により、 平成4年度から従来の「第1種生産緑地地区」及 び「第2種生産緑地地区」の区分がなくなり、 一括して「生産緑地地区」となった。

平成15年1月に生産緑地の追加指定を行うため東大和生産緑地地区指定基準及び同基準細則を制定した。

≪近郊緑地保全区域≫

首都圏とその周辺地域に、現在及び将来にわたって健全な生活環境を確保するとともに、良好な自然環境を有する緑地を確保するため、樹林地・水辺などの土地を単独に、あるいは隣接地をあわせて相当規模の地域に指定されている。当市では、多摩湖を含めて市北部の狭山丘陵

ョ市では、多摩湖を含めて中北部の狭山丘陵 の一部が昭和42年2月に首都圏近郊緑地保全法 に基づく狭山近郊緑地保全区域に指定された。 宅地の造成や家屋の建築などをするときは、都 知事に届け出る必要がある。

(3) 地区計画 (表4参照)

地区計画は、都市における良好な市街地環境の創造、保全を図るため、地区を単位として、 建築または開発行為を規制・誘導するための手 法で昭和56年に創設された制度である。

当市では、9地区を都市計画決定している。

●表1 市街化区域、市街化調整区域

(平成16年6月24日最終変更)

| | 区 分 | | | | 面 積 (約ha) | 割 合 (%) |
|---|-----|---|-----|-----------|-----------|---------|
| 市 | 街 | 化 | 区 | 域 | 989. 0 | 73. 0 |
| 市 | 街 化 | 調 | 整 区 | 域 | 365. 0 | 27. 0 |
| | 合 計 | | | 1, 354. 0 | 100.0 | |

●表2 用途地域

(平成29年7月18日最終変更)

| 用途地域種別 | 面 積 (約ha) | 割 合 (%) |
|--------------|-----------|---------|
| 第一種低層住居専用地域 | 931. 1 | 68. 8 |
| 第一種中高層住居専用地域 | 144.8 | 10. 7 |
| 第二種中高層住居専用地域 | 59. 6 | 4. 4 |
| 第一種住居地域 | 66. 0 | 4. 9 |
| 第二種住居地域 | 5.8 | 0.4 |
| 準 住 居 地 域 | 30. 4 | 2. 2 |
| 近 隣 商 業 地 域 | 33. 6 | 2. 5 |
| 商 業 地 域 | 8.4 | 0.6 |
| 準 工 業 地 域 | 2.4 | 0. 2 |
| 工 業 地 域 | 71. 9 | 5. 3 |
| 合 計 | 1, 354. 0 | 100. 0 |

●表3 その他の地域地区等

≪特別用途地区(特別工業地区)≫

(平成16年4月1日最終変更)

| | 区 分 | | | | | 面 | 積 | (約ha) | 市全面積に対する割合 | 会 (%) |
|---|-----|---|---|---|-------------|---|------|-------|------------|--------------|
| 特 | 別 | 工 | 業 | 地 | \boxtimes | | 71.9 | | 5. 3 | |

≪高度地区≫

(平成29年7月18日最終変更)

| | | 区 | | | 分 | | | 面積(約ha) | 割 合 (%) |
|-----|-----|---|-----|---|---|---|---|-----------|---------|
| 第 | 1 | 種 | 高 | 度 | ţ | 也 | 区 | 931. 1 | 68. 8 |
| 1 7 | 7 m | 第 | 1 種 | 高 | 度 | 地 | 区 | 27. 9 | 2. 1 |
| 1 7 | 7 m | 第 | 2 種 | 高 | 度 | 地 | 区 | 97. 7 | 7. 2 |
| 2 5 | 5 m | 第 | 1 種 | 高 | 度 | 地 | 区 | 13. 3 | 1.0 |
| 2 5 | 5 m | 第 | 2 種 | 高 | 度 | 地 | 区 | 188.8 | 13. 9 |
| 2 5 | 5 m | 第 | 3 種 | 高 | 度 | 地 | 区 | 7.6 | 0.6 |
| 2 | 5 | m | 高 | 度 | ţ | 也 | 区 | 67. 3 | 5. 0 |
| 3 1 | 1 m | 第 | 2 種 | 高 | 度 | 地 | 区 | 7.3 | 0.5 |
| 3 1 | 1 m | 第 | 3 種 | 高 | 度 | 地 | 区 | 8. 5 | 0.6 |
| 3 | 1 | m | 高 | 度 | ţ | 也 | 区 | 4.6 | 0.3 |
| | | 合 | | | 計 | | | 1, 354. 0 | 100. 0 |

[※]端数処理により各地区の面積と合計とは一致しない

≪準防火地域≫

(平成29年7月18日最終変更)

| | 区 | | 分 | | 面 | 積 | (約ha) | 市全面積に対する割合 | (%) |
|---|------------|---|---|---|---|--------|-------|------------|-----|
| 当 | 声 防 | 火 | 地 | 域 | | 567. 7 | | 41. 9 | |

≪風致地区≫

(昭和45年6月13日最終変更)

| | | 区 | | 分 | ì | | 面 積 (約ha) | 市全面積に対する割合 (%) |
|---|---|---|---|---|----------|---|-----------|----------------|
| 第 | 1 | 種 | 風 | 致 | 地 | 区 | 15. 0 | 1.1 |
| 第 | 2 | 種 | 風 | 致 | 地 | 区 | 32. 0 | 2.4 |
| | | 合 | | 計 | <u> </u> | | 47. 0 | 3. 5 |

≪生産緑地地区≫

(平成30年11月30日最終変更)

| | 種類 | | | | | 面 | 積 | (約ha) | 市全面積 | に対する割合 | (%) |
|---|----|---|---|---|---|---|-------|-------|------|--------|-----|
| 生 | 産 | 緑 | 地 | 地 | X | | 44.00 | õ | | 3.3 | |

≪近郊緑地保全区域≫

(昭和42年2月16日決定)

| 種類 | 面 積 (約ha) | 市全面積に対する割合 (%) |
|---------------------|-----------|----------------|
| 狭 山 近 郊 緑 地 保 全 区 域 | 341.1 | 25. 2 |

●表4 地区計画

(平成30年4月1日最終変更)

| 当 初 決 定 最 終 変 更 | 面積(約ha) | 市全面積に対する割合(%) |
|--------------------|------------------------|-----------------|
| 平成4年12月28日 | 16. 0 (16. 0) | 1. 2 (1. 2) |
| 平成6年4月19日 | 19. 0 | 1.4 |
| 平成21年2月17日 | (17.5) | (1.3) |
| 平成9年11月27日 | 20. 7 (20. 7) | 1. 5 (1. 5) |
| 平成28年6月23日 | 20. 3 (20. 3) | 1. 5 (1. 5) |
| 平成13年7月2日 | 18. 1 | 1.3 |
| 平成16年6月24日 | (18. 1) | (1.3) |
| 平成15年4月3日 | 5. 5 | 0.4 |
| 平成30年4月1日 | (5. 5) | (0.4) |
| 平成16年6月24日 | 3. 7 | 0.3 |
| | (3.7) | (0.3) |
| 平成17年11月25日 | 4. 9 | 0.4 |
| | (4.9) | (0.4) |
| 平成29年5月22日 | 10.7 | 0.8 |
| | (10.7) | (0.8) |
| 平成29年7月18日 | 27.3 | 2.0 |
| | (27. 3) | (2.0) |
| | 最終変更 平成4年12月28日 | 最終変更 平成4年12月28日 |

※()は、地区整備計画

2 開発事業

東大和市街づくり条例に基づき、開発事業者との協働による良好な市街地の形成及び計画的な街づくり を推進している。

●東大和市街づくり条例に基づく申請件数

(単位:件)

| 年 度 | 宅地開発事業 | 建設事業 |
|--------|--------|------|
| 平成28年度 | 6 | 19 |
| 29年度 | 11 | 20 |
| 30年度 | 7 | 14 |

3 大和基地跡地利用

(1) 大和基地の歴史

大和基地は、昭和27年11月に旧日立航空機工場跡地(当時西武鉄道(株)所有)を米軍兵舎用地として使用する旨通告を受けたことに始まる。

村では、村民あげての反対運動を展開した

が、約343,000㎡の用地が強制収容され、昭和30年2月大和基地の開設により、教育環境の悪化を懸念して学校(現二小・一中)の移転を余儀なくされるなど、その後の町の発展にとって大きな影響を受ける結果となった。

| 年 月 日 | 主な事項 |
|-----------------|--------------------------------------|
| 昭和27年11月 | 外務省及び東京都より旧日立航空機工場跡地(当時西武鉄道(株)所有)を米軍 |
| P首介 27年11月 | 兵舎用地として使用するとの通告を受ける |
| 30年 2月 | 大和基地開設 |
| 48年 1月23日 | 日米安全保障協議委員会において大和基地の向こう3年以内の全面返還決定 |
| 5月31日 | 大和基地内のハイスクール永久閉鎖 |
| 6月30日 | 大和基地、日本政府に返還 |

(2) 大和基地跡地の利用

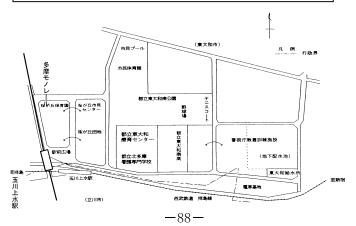
大和基地が設置されて以後、市(町)では、 市民ぐるみで基地の早期返還と市民への開放の 運動を強力に推し進めてきた。

昭和56年6月30日に大和基地跡地の処理大綱 が決定された後は、高等学校・都立公園の早期 建設と、留保地解除の運動を進めるとともに、 跡地利用の促進と玉川上水駅周辺の交通と住環 境の整備を図ることを目的に、道路・公共下水 道などの基盤整備事業を実施してきた。

| 年 月 日 | 主な事項 |
|----------------|--------------------------------------|
| 昭和48年 3月19日 | 跡地利用を強力に進めるための組織として「大和基地対策本部」(市理事者、市 |
| 四百年140年 3月 19日 | 議会議員、教育長及び部長の職にある者をもって組織)を設置 |
| 4月 7日 | 大和基地対策協議会(超党派の市民団体で組織)設置される |
| 5月20日 | 大和基地対策市民大会開催。「大和基地の早期返還と跡地の公共的利用を求める |
| 5月20日 | 決議」及び「宣言」並びに「大和基地跡地利用構想」を採択 |
| 7月14日 | 「地元市民と周辺都民のための公共的利用をはかる特別の措置」を求めて、国 |
| 16日 | 会請願(以後3回、49年2月、同年11・12月、52年2月)を行う |
| 9月 4日 | 市の跡地利用構想に基づき策定した施設計画のうち高等学校などを、東京都の |
| 9/1 4 | 施設とするよう都議会請願(52年8月にも請願)を行う |
| 11月26日 | 大蔵省関東財務局との間で、「一時使用に関する覚書」締結。跡地の一時使用は |
| 117,20 [| じまる(58年3月31日、一時使用廃止) |
| 51年 1月14日 | 大蔵省三分割・有償処理を骨子とする大和基地跡地利用案を提示 |

| 年 月 日 | 主な事項 |
|-------------|---|
| 1月23日 | 都、大和基地利用東京都案(第一次都案)提示 |
| 2月16日 | 都、第二次都案提示 |
| 6月21日 | 国有財産中央審議会三分割・有償処理方針を正式に大蔵大臣に答申 |
| 54年 9月14日 | 渉外関係主要都道県知事連絡協議会(渉外知事会・基地所在の14都道県知事で 構成)返還財産(国有地)の処分条件について合意 |
| 55年 7月30日 | 都、大和基地跡地利用計画案(第三次都案)を提示 |
| 10月 9日 | 東大和市、第三次都案に合意 |
| 17日 | 立川市、第三次都案に合意 |
| 56年 6月 1日 | 国有財産中央審議会、大和基地跡地の処理大綱承認 |
| 7月15日 | 大和基地対策協議会解散、大和基地跡地利用を促進する会発足 |
| 8月 6日 | 事業調整と基盤整備費用の負担について協議するため、跡地利用機関等により 大和基地跡地利用促進協議会発足 |
| 59年 4月 1日 | 東京都立東大和南高校開校 |
| 昭和59年 8月 1日 | 市民プール完成 |
| 61年 6月 1日 | 東京都東大和南公園一部(野球場・テニスコート)開園 |
| 7月14日 | 東大和給水所(地下配水池、水道ポンプ所)完成 |
| 8月23日 | 桜が丘団地入居開始 62年3月、同年4月の3次に分けて入居が行われ580戸の入 居が完了 |
| 10月 | 電車基地の建設始まる |
| 62年 6月 1日 | 東京都東大和南公園(運動広場)使用開始 |
| 63年 3月 | 警視庁教育訓練施設(自動車教習コース・グラウンド)完成 |
| 4月 1日 | 市民体育館開館 |
| 平成元年 3月 3日 | 重症心身障害児(者)施設及び北多摩看護専門学校用地として留保地の一部解除 決定 |
| 2年 2月 | 玉川上水駅前広場供用開始 |
| 2年11月15日 | 住宅用地として、残された留保地の解除決定 |
| 3年 3月30日 | 大和基地跡地利用促進協議会、大和基地跡地対策本部解散 |
| 4年 | 4月都立北多摩看護専門学校開校及び8月重症心身障害児(者)施設(都立東大和療育センター) 開設 |
| 5年 3月 | 桜が丘第二団地入居開始3月、8月、12月の3次に分けて入居が行われ、420戸の 入居が完了 |
| 9年 | 警視庁教養訓練施設用地の一部約2haについて警視庁の「有家族待機宿舎用地」 として東京都が国有地を購入 |
| 26年 3月 | 警視庁有家族待機宿舎東大和住宅新築工事竣工 |
| 28年12月 | 警視庁東大和庁舎(警察犬第2訓練所)開所 |

大 和 基 地 跡 地 利 用 状 況



4 土地区画整理事業

誰もが安全に安心して住み続けられるよう居住 環境や防災性の向上をめざし、都市基盤の面的な 整備を推進している。

土地区画整理事業には次のような効果がある。

- ①基本的に全部の土地が道路に面するようになる。
- ②下水道が整備され、排水が良くなり、まちも衛生的になる。
- ③土地の境界がはっきりとし、使いやすい形の便 利な土地になる。
- ④公園が整備され、高齢者や子どもたちがのびの び遊べ憩えるようになる。
- ⑤環境が良くなり、まちが発展し、便利になる。 市では、このようなことを踏まえ土地区画整理 事業による「まちづくり」を実施してきた。

(1) 東部土地区画整理事業

この地区は市の東南部に位置し、東京街道 団地と第二光が丘団地にはさまれている地区 である。従来農地が大部分を占めており、農 業経営が意欲的に行われていたが、団地や個 人住宅、小規模の宅地分譲地などによる宅地 化の影響を受け、徐々に無秩序な住宅地が広 がりはじめていた。

こうした中で市は宅地化の波と調和しながら 農業経営を存続させ、居住者の生活環境の悪化 を防ぐとともに、将来住宅地となっても困らな いような都市計画道路4路線や上仲原公園の都 市施設を整備し、緑豊かなまちづくりをめざし、 昭和48年9月から昭和56年8月までの8か年で土 地区画整理事業を行った。

(2) 上北台駅周辺土地区画整理事業

平成10年11月に開通した多摩モノレールの

当面の起終点駅である上北台駅周辺は、農地がほとんどを占め、このまま放置しておくと、無秩序な開発が進行することは避けられない 状況であった。

そこで基盤整備の必要性から平成5年10月上 北台駅周辺土地区画整理事業を開始した。

平成7年度には仮換地指定を行い、移転補償や土木工事を開始し、平成9年度には土地利用を誘導するため、商業地域の指定などの用途地域等の改正を実施し、あわせて地区計画の決定を行った。

平成12年12月換地処分を行い、平成5年10月から平成12年12月までの7か年で土地区画整理事業を行った。

(3) 立野一丁目土地区画整理事業

立野一丁目地区は、上北台駅周辺土地区画整理事業施行地区の東側に隣接し、周囲の幹線道路は新青梅街道をはじめ都市計画道路が整備済である。しかし、地区内では農道を拡幅した道路から既に宅地開発が進行していた。市では、当地区の将来を検討した結果、上北台駅周辺地区の隣接地であり、今後急速な土地利用の変化が生じ、無秩序な市街化が予想されることから、平成7年12月市施行による土地区画整理事業を開始した。

平成12年7月7日仮換地指定を行い移転補償並 びに土木工事を開始し、平成13年度には地区計 画の決定と用途地域の改正を行った。

平成31年3月換地処分を行い、平成7年12月から平成31年3月までの23か年で、土地区画整理事業を行った。

| 事 業 名 | 事業期間 | 施工面積(ha) |
|-------------------|-------------------|----------|
| (1)東部土地区画整理事業 | 昭和48年 9月~昭和56年 8月 | 93. 3 |
| (2)上北台駅周辺土地区画整理事業 | 平成 5年10月~平成12年12月 | 19. 7 |
| (3) 立野一丁目土地区画整理事業 | 平成 7年12月~平成31年 3月 | 14.7 |

5 東大和市都市マスタープラン

(1) 計画の目的・性格

東大和市の都市整備を進める際の基本的な考え方を、市民の意見を踏まえて分かりやすく作成することにより、市民(企業等も含む)の理解のもと、計画的に都市づくりを進めることを目的として、平成12年2月に策定したものである。

計画策定から10年以上が経過し、少子高齢化の進展や東日本大震災の発生など、行政を取り巻く環境の変化への対応や新たに策定された他の行政計画との整合を図る必要があり、平成27年3月に改定を行った。

都市計画法第18条の2に規定する「市町村の 都市計画に関する基本的な方針」として、市が 定める都市計画の根拠となるとともに、「緑の 基本計画」など部門計画の基本的方針でもある。 また、今後、市民と行政が協働して都市づく りを進めていくための指針とするものである。

(2) 目標年次と人口・市街地規模

- ①平成36年度を目標年次としている。
- ②人口と市街地の規模

| <u> </u> | | | | | |
|---------------|----------------|------------------|--|--|--|
| | 現況 (平成26年度) | 目標年次 (平成36年度) | | | |
| 人口 | 85, 382人 | 90,000人 | | | |
| 市街化区域 面積 | 989ha | 989ha | | | |
| 市街化調整 区域面積 | 365ha | 365ha | | | |

注:現況の人口は住民基本台帳の平成26年4月1日現在 面積は都市計画決定面積

(3) 全体構想

① 都市の全体像

(ア) 都市づくりの理念と将来像

都市づくりの理念を「身近な生活空間 の質的充実を基本に、後世に誇れる個性 と活力のある生活都市を目指し、市民と 行政が協働で都市づくりを進めます。」 と定め、将来像を図1のように描いている。

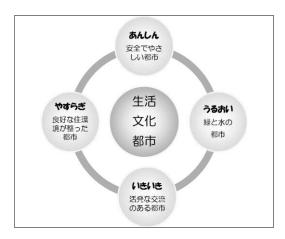


図1 将来像

(イ) 都市の構造

「生活心形成の方針」、「緑と水の拠点保全の方針」、「都市軸形成の方針」、「土地利用の方針」の4つの方針を定め、図2のように描いている。

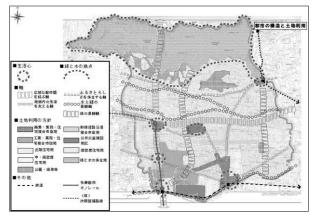


図2 都市の構造

② 分野別都市づくり方針

「交通と都市づくり」、「緑と水の都市づくり」、「住宅と都市づくり」、「やさしく美しい都市づくり」、「安全で安心な都市づくり」の5つの分野別に都市づくりの方針を定めている。

(4) 地域別の街づくり方針

多摩湖を除いた地域について、第四次基本計画におけるコミュニティ区の概念をもとに8地域に分け、各地域の街づくり方針を定めている。

6 下水道

(1) 下水道の役割

下水道は、家庭の台所・トイレや工場等から 生じる生活排水などの汚水を下水(終末)処 理場で処理し、汚れた水をきれいにして河川 等に放流する役割を担っており、トイレの水 洗化など安全で快適な生活環境の改善、公共 用水域の水質保全という重要な役割を果たし ている。

また、高度処理によるさらなる水質改善や再 生水の利用、汚泥の資源化、下水道の熱利用に よる下水道が持つ資源・エネルギーの有効活用 を行っている。

(2) 当市の下水道事業

① 《東大和市下水道総合計画》

平成 23 年 3 月に作成した本計画は、令和 22 年度を目標年次とし、短期計画 5 か年 (平成 23 年度~平成 27 年度)、中期計画 10 か年 (平成 28 年度~令和 2 年度)、長期計画 30 か年 (令和 3 年度~令和 22 年度) から構成されており、多摩湖を除く 1,009.2 ha を公共下水道で整備する全体計画区域として定めている。

② 《流域下水道》

流域下水道は、二つ以上の市町村の区域に おける下水道を一体で処理することが効率 的・効果的な場合に実施する下水道施設で 設置及び管理は、原則として都道府県が行 う。

当市の下水道事業は、荒川右岸東京流域 下水道として、東京都下水道局流域下水道 本部が整備した流域下水道幹線により「清 瀬水再生センター」で下水処理を行ってお り、河川等の水質汚濁防止のための重要な 役割を果たしている。

荒川右岸東京流域下水道は、流域関連9市 (武蔵野市、小金井市、小平市、東村山市、 清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市、 東大和市)で構成され、市内の汚水は、東大 和幹線及び柳瀬幹線の二つの流域下水道幹線 で運ばれ、「清瀬水再生センター」で下水処 理を行い、浄化した水を柳瀬川へ放流している。

③ ≪下水道の排除方法≫

下水の排除方法は、雨水と汚水を別々の管系統で排除する分流式と、同一の管で排除する合流式がある。

当市では、分流式を採用し、汚水の公共 下水道整備を先行し事業を行っている。

雨水の公共下水道整備については、都市 計画決定を行っているが、事業実施のため の認可は取得していない。

現在、浸水被害の実態を踏まえ、水害のない安全なまちづくりを目指している。

(3) 下水道整備状況

当市の整備状況は、昭和60年6月15日に市域の約30%以上が供用開始となり、下水道を使用することが可能になった。その後、年々整備区域を拡大し、平成30年度末現在、供用開始区域面積は989.16 ha、下水道普及率は99.9%に達している。

平成 30 年度末現在

【普及率】

| 世帯数 | 38,895 世帯 |
|------------|-----------|
| 供用開始区域内世帯数 | 38,890 世帯 |
| 人口 | 85, 337 人 |
| 供用開始区域内人口 | 85, 328 人 |
| 普及率 | 99.9% |

【供用開始区域内水洗化率】

| 供用開始区域内世帯数 | 38,890 世帯 |
|------------|-----------|
| 水洗化世帯数 | 38,531 世帯 |
| 供用開始区域内人口 | 85, 328 人 |
| 水洗化人口 | 84, 540 人 |
| 水洗化率 | 99.1% |

2. 良好な住宅環境の形成

1 住宅

住宅に住む一般世帯数の状況

住宅に住む一般世帯数の状況は、平成22年の33,306世帯から、平成27年には35,296世帯と、この5年間で約6.0%増加している。

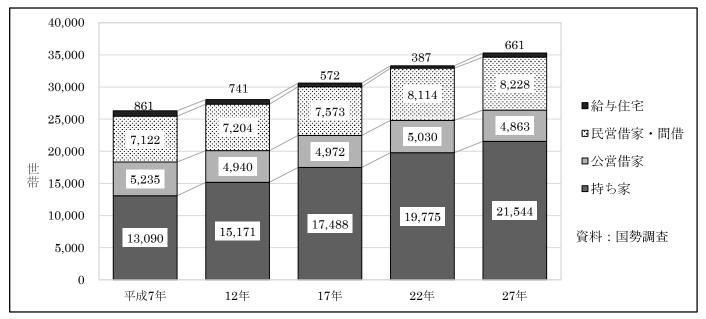
(※住宅に住む一般世帯数とは、一般世帯のうち住宅以外(寄宿舎・寮や病院等)に居住してい

る世帯を除いたものである。)

住宅の種類別にみると、民営借家・間借世帯及 び公営借家世帯比率が減少し、給与住宅世帯及び 持ち家世帯の比率が伸びている。

●住宅に住む一般世帯数の状況

(各年10月1日現在)



(平成27年10月1日現在)(単位:世帯)

| | 住宅に住む | حاجر ماجا | | 借家 | 40 F Parts | HH ///. | |
|-------------|---------------|-------------|-------------|----------|-------------|----------|---------|
| | 一般世帯数 | 持家 | 計 | 公営 | 民営 | 給与住宅 | 間借 |
| 古 古 அ7 | 東京都 6,590,713 | 3, 144, 762 | 3, 162, 833 | 490, 144 | 2, 672, 689 | 194, 280 | 88, 838 |
| 果 界部 | | 47.7% | 48.0% | 7.4% | 40.6% | 2.9% | 1.4% |
| 古七和古 | 35, 296 | 21, 544 | 12, 844 | 4, 863 | 7, 981 | 661 | 247 |
| 東大和市 | 55, 290 | 61.0% | 36.4% | 13.8% | 22.6% | 1.9% | 0.7% |

資料:平成27年国勢調査

●住宅等の種類

(各年10月1日現在)(単位:世帯、%)

| | 年 平成17年 | | 平成 | 22年 | 平成 | 27年 | |
|----|---------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| 種類 | Į (| 一般世帯数 | 割合 | 一般世帯数 | 割 合 | 一般世帯数 | 割合 |
| | 総数 | 30, 894 | 100.0 | 33, 614 | 100.0 | 35, 524 | 100.0 |
| | 住 宅 | 30, 605 | 99. 1 | 33, 306 | 99. 1 | 35, 296 | 99. 4 |
| | 持 ち 家 | 17, 488 | 56. 6 | 19, 775 | 58.8 | 21, 544 | 60. 6 |
| | 公営借家 | 4, 972 | 16.0 | 5, 030 | 15.0 | 4, 863 | 13. 7 |
| | 民営借家 | 7, 278 | 23.6 | 7, 790 | 23. 1 | 7, 981 | 22. 5 |
| | 給与住宅 | 572 | 1.9 | 387 | 1.2 | 661 | 1.9 |
| | 間借り | 295 | 1.0 | 324 | 1.0 | 247 | 0. 7 |
| 寄 | 宿舎・その他 | 289 | 0.9 | 308 | 0.9 | 228 | 0.6 |

資料:国勢調査

2 分譲マンション

平成13年8月に「マンションの管理の適正化の 推進に関する法律」が施行された。

市では、法律の趣旨を踏まえ、個々の分譲マンションに対して維持管理等の状況を把握するための実態調査を実施し、建物の維持・管理や老朽化に伴う建て替えなど、マンション管理の適正化に

資するための必要な情報提供等に努めている。 また、平成31年3月に「東京におけるマンションの適正な管理に関する条例」が施行された。 市では、東京都と連携し、良質なマンションストックの形成に努めていく。

●分譲マンション数

(各年1月1日現在)

| 年区分 | 件 数 | 棟 数 | 戸数 |
|---------|-----|-----|--------|
| 平成 13 年 | 47 | 84 | 3, 297 |
| 31 年 | 68 | 110 | 6, 386 |

※複数棟は1件と計算した

3 都営住宅建替事業

(1) 東大和向原団地建替事業

平成6年度に東京都住宅局(現:住宅政策本部)と協定を締結し建替事業が開始された。 平成15年度に建替事業が完了し、1,054戸の 住宅が整備された。

建替事業に伴い市の施設として向原市民 センター、高齢者在宅サービスセンターむ こうはら、市民会館(ハミングホール)な どが整備された。

(2) 東京街道団地建替事業

平成10年度に東京都住宅局(現:住宅政 策本部)と協定を締結し建替事業が開始さ れた。平成24年度までに1,434戸の住宅が整 備された。

建替事業に伴い市の施設として清原市民 センター、高齢者在宅サービスセンターき よはらなどが整備されている。

平成25年度に後期建替事業に関する基本 協定を締結し、今後約660戸の建替えが予定 されている。

3. 都市景観の形成

優れた都市景観は、都市に個性を生み、そこに居住する市民が誇りと愛着を持ち、我がまちという意識を育てる。

当市には狭山丘陵や多摩湖を始め、寺社や蔵、市 街地に点在する農地や河川などの水辺といった、ま ちの個性を構成する重要な要素が存在している。こ れらの資源を生かすとともに、新たな景観資源の創 出や周囲と調和した景観の誘導を図ることにより、 美しい都市景観の形成に努めている。

1 美術工芸品(モニュメント)設置事業

身近に感じて親しめる美術工芸品(モニュメント)を設置することにより、市民が景観への関心や市への愛着をより一層深められるように、平成元年度から平成7年度にかけて全27体の美術工芸品を設置した。

また、平成14年3月から、美術工芸品の設置場所や由来を紹介したモニュメントマップを発行し、市役所や公共施設等で配布することにより広くPRに努めている。

●美術工芸品 (モニュメント) 一覧

| 1 | 鳥と子供たち | 10 | 力石 | 19 | 繭 |
|---|-----------|----|---------|----|----------------|
| 2 | 用水工夫 | 11 | 桜 | 20 | いのしし |
| 3 | あぼへぼ | 12 | 啓示 | 21 | 馬方勝っつぁん |
| 4 | つけ木受け取りメモ | 13 | メリケン袋 | 22 | ごはん塚 |
| 5 | 俵かつぎ | 14 | 藤兵衛さんと狼 | 23 | 高木の獅子舞 |
| 6 | 狭山丘陵の古狸 | 15 | 木綿絣 | 24 | 高木のまんじゅっ鉦 |
| 7 | きつねの嫁どり | 16 | つちんど | 25 | 野球少年 |
| 8 | へびのステッキ | 17 | ふくろう | 26 | 清水囃子 |
| 9 | 赤っ風 | 18 | 子供みこし | 27 | 火をふところに入れた法印さん |

4. 道路・交通の整備

1 道路

(1) 一般道路

道路は、歩行者や自転車・自動車などの通行に利用されているのをはじめ、市民生活に欠くことのできない水道管・ガス管・排水管などが埋設されているほか、電気・電話などの施設も道路内にあり、生活するためのライフラインとして重要な役割を担っている。

このため、市では安全で快適な道路とするため、日頃から道路工事や補修など、道路の適正 な維持管理に努めている。

当市の道路状況については、都道は実延長 25,832 m、実面積283,032 ㎡、舗装率は面積 100%となっている。(資料:東京都道路現況調 書(平成30年4月1日現在))

市道は路線数1,244路線、総延長211,892m、 総面積1,265,511㎡で舗装率は面積94.9%とな っている。

(2) 都市計画道路

都市間を相互に結び、都市交通の動脈としての機能をもつ都市計画道路として昭和36年10月に幹線街路9路線が都市計画決定された。

また、南北方向の公共交通を充実させ地域の 有機的結合を図るため、モノレールの専用道と なる特殊街路多摩南北線が平成元年9月に都市 計画決定された。

さらに、交通の円滑化を図り、健全な市街地の発展に寄与するため、区画街路7・5・1号下北台線を平成7年3月に、区画街路7・5・4号長久保線を平成13年7月に都市計画決定した。

都市計画決定された12路線のうち現在までの整備状況は、都施行・市施行を含めて次表のとおりである。

●都市計画道路の整備状況

(平成31年3月31日現在)

| 種別 | 番号 | 計画幅員 (m) | 計画延長 (A) (約m) | 施行済延長 (B) (m) | 施行率 (%) 延長 (B/A) |
|------|--------|-------------|---------------------|---------------------|------------------------|
| | 3.3.30 | 12~46.5 | 3, 261 | 2, 550 | 78. 2 |
| | 3.2. 4 | 18~30 | 3, 821 | 3, 091 | 80. 9 |
| ±A | 3.4.17 | 16 | 3, 493 | 1, 995 | 57. 1 |
| 幹線 | 3.4.18 | 16 | 2, 550 | 2, 550 | 100.0 |
| 街 | 3.4.22 | 16 | 2, 250 | 2, 250 | 100.0 |
| 路路 | 3.4.26 | 16 | 2, 900 | 1,550 | 53. 4 |
| | 3.4.29 | 16 | 1, 900 | 1, 900 | 100.0 |
| | 3.5.20 | 12~16 | 3, 750 | 1, 104 | 29. 4 |
| | 3.5.36 | 12 | 910 | 0 | 0 |
| 区画街路 | 7·5· 1 | 12 | 410 | 410 | 100.0 |
| | 7.5. 4 | 12 | 520 | 520 | 100.0 |
| | 計 | | 25, 765 | 17, 920 | 69. 6 |
| 特殊街路 | 9.6.1 | 8 | 1,650 | 1,650 | 100.0 |
| 合 | 計 | | 27, 415 | 19, 570 | 71.4 |

注:施行済延長には概成を含む

(3) モノレール (特殊街路)

多摩地域の南北方向の公共交通を充実させ、 地域の有機的結合を図り都市の合理的発展と都 市生活の利便性の向上を図るため、平成元年9 月に都市モノレール第1号線が都市計画決定さ れた。 その後、平成2年度に事業認可を取得して工事に 着手し、平成10年11月の部分開通(上北台駅~立川 北駅)を経て、平成12年1月に認可区間(上北台駅 ~多摩センター駅)が全線開通した。

2 交诵

(1) バス

① コミュニティバス

平成15年2月1日、交通空白地域の解消を主 目的に東大和市コミュニティバス「ちょこバス」の運行を開始した。

ちょこバスの愛称は、公募100件の中から「ちょこっと小さめ、ちょこっとお出かけ」 から命名された。 平成21年9月1日、平成27年2月23日の運行ルート等の変更を経て、平成28年10月1日から上北台駅を起終点とした10.35Kmの循環ルート(外回り・内回り)と東大和市役所を起終点とした8.6Kmの往復ルートの2路線の運行となっている。

(利用実績) (単位:人)

| 区分 | | | | | | |
|----------|----------|---------|---------|---------|--------|-------|
| | 合 計 | 循環 | レート | 往往 1 | 1日平均 | 1 便平均 |
| 年度 | | 外回り | 内回り | 往復ルート | | |
| 平成 28 年度 | 133, 947 | 51, 632 | 48, 599 | 33, 716 | 368. 0 | 8.5 |
| 29 年度 | 150, 162 | 56, 143 | 53, 296 | 40, 723 | 412. 5 | 9. 5 |
| 30 年度 | 160, 145 | 59, 601 | 57, 061 | 43, 483 | 440. 0 | 10. 2 |

② 路線バス

当市域には、市内を縦横に走る西武バス、 市域の西部を走る立川バス、青梅街道を走る 都営バスが運行している。

当市においては、鉄道駅が市域の周辺部に 在ることから、市内各地域とこれらの鉄道駅 を結ぶバス交通は、市民の重要な交通手段と なっている。

なお、都営バス(梅70系統)については、利用者が少なく、一時、廃止の危機に直面したが、沿線市町(青梅・瑞穂・武蔵村山・東大和・小平・西東京)にとって公共交通網を形成する重要な路線の一つであることから、昭和59年度から沿線市町が協定を結び、一部公費負担を行うことで路線の維持を図っていた。しかし、平成26年度末をもって西東京市が協定を脱退したため、以降は西東京市を除く5市町を通る路線となっている。

(2) 鉄道、モノレール

鉄道は、西武鉄道拝島線と多摩湖線が都心へ結ぶ重要な東西交通となっている。しかし、駅が市の周辺部に在るため、鉄道駅へのアクセスについては、他の交通手段に頼らざるを得ない状況となっている。

また、多摩モノレールは、平成10年11月27日 の部分開業(上北台駅~立川北駅)を経て、平 成12年1月10日に全線開業した。これにより、 従来からの東西方向の鉄道に加え、南北方向 の交通の利便性が著しく向上した。

多摩モノレールの乗客数については、開通 当初においては伸び悩んでいたものの、沿線 における開発等の進行に伴い、近年、増加の 傾向にある。



玉川上水駅(西武鉄道・多摩モノレール)

●駅別(乗降車別)1日平均乗降客数

(単位:人)

| | 区分 | | 西 | 武 | 鉄 | 道 | | | 多屑 | を モ ノ | ノレー | ール | |
|---|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
| | | 武蔵 | 大和駅 | 東大和 | 1市駅 | 玉川_ | 上水駅 | 玉川_ | 上水駅 | 桜街 | 道駅 | 上北 | 台駅 |
| 左 | F.度 | 乗車人員 | 降車人員 | 乗車人員 | 降車人員 | 乗車人員 | 降車人員 | 乗車人員 | 降車人員 | 乗車人員 | 降車人員 | 乗車人員 | 降車人員 |
| 7 | P成28年度 | 3, 759 | 3, 651 | 12, 979 | 12, 885 | 21, 107 | 21, 052 | 11,667 | 11,660 | 3, 487 | 3, 322 | 6, 373 | 6, 296 |
| | 29年度 | 3,821 | 3, 708 | 13, 067 | 12, 962 | 21, 240 | 21, 201 | 11,942 | 11,899 | 3, 586 | 3, 422 | 6, 530 | 6, 464 |
| | 30年度 | 3, 762 | 3, 666 | 13, 049 | 12, 916 | 21, 419 | 21, 408 | 12, 310 | 12, 259 | 3, 593 | 3, 415 | 6, 560 | 6, 480 |

資料:西武鉄道株式会社、多摩都市モノレール株式会社

(3) 交通安全

近年市内では、自転車や高齢者が関与する交 通事故が交通事故全体で高い割合を占めている。

交通事故件数は年々減少傾向にあるが、安全な 交通社会を実現するために、道路環境の整備・交 通規制の強化・交通安全教育の推進等の幅広い分 野の施策実施に努めている。

さらに、交通事故防止のためには、市民一人ひ とりの交通安全意識の啓発が大切であることから、 さらなる交通安全教育の充実と広報啓発を行って いく。



スタントマンによる交通安全教室



第8回東大和市まちフォトコンテスト (平成31年度実施) 西武鉄道賞「青空の下で休憩中」 撮影:代々木良太 氏

5. 緑の保全・創出

1 狭山丘陵の保全

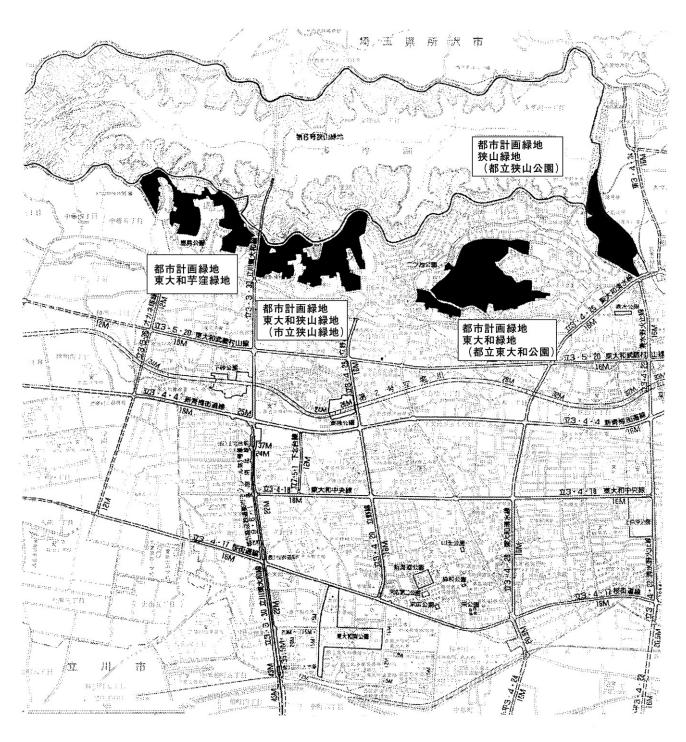
狭山丘陵は、東京都と埼玉県にまたがる丘陵地で、貯水池と樹林地として、首都圏でもまれにみる水と緑の自然の宝庫となっている。

この狭山丘陵は東大和市のシンボルであり、第二次基本構想においても人と自然が調和した魅力

ある生活文化都市の形成のため、豊かな自然を保 全して次世代に生きる人々に引き継いでいくこと を将来目標に掲げている。

そして、その目標に向かって公有地化に努めているところである。

●狭山丘陵の緑地



2 公園・緑地

公園などの公共空地は、道路、下水道とならび都市にとって最も基本的な基盤施設であるとともに、スポーツやレクリエーションの場としてばかりではなく、景観や防災上の効果も大きく、健康で文化的な市民生活に欠くことのできない施設である。

市内には、都市公園となっている公園と緑地が

69.4~クタール・こども広場が2.4~クタールあり、 市民1人当り8.4平方メートルである。

しかし、狭山丘陵にある緑地公園が大きな割合を 占めており、市街地の公園に限ると市民1人当り 3.4平方メートルと少なく、市街化の進行に伴い 計画的に緑地等を整備していくことが課題となっ ている。

●東大和市の都市公園 (緑地)

(平成31年4月1日現在)

| 番号 | 名 称 | 面積(m²) | 所 在 地 | 開園年月日 |
|----|-------------|--------------|---|---------------------|
| 1 | 湖畔第一緑地 | 3, 185. 82 | 東大和市湖畔2-325-49外 | 昭53.10.23 |
| 2 | 湖畔第二緑地 | 1, 369. 95 | 〃 湖畔2-1044-219 | <i>"</i> 53. 10. 23 |
| 3 | 向 原 緑 地 | 158. 92 | 〃 向原5-1043-47 | <i>"</i> 53. 10. 23 |
| 4 | 立野第一緑地 | 208.46 | 〃 立野1-1020-12外 | <i>"</i> 53. 10. 23 |
| 5 | 立野第二緑地 | 98. 28 | 〃 立野1-1039-5 | <i>y</i> 53. 10. 23 |
| 6 | 水 道 緑 地 | 5, 963. 28 | 〃 向原4-7-6外 | <i>"</i> 57. 3.31 |
| 7 | 用 水 北 緑 地 | 2, 793. 05 | 〃 向原4-38-30外 | <i>"</i> 57. 3.31 |
| 8 | 野 火 止 緑 地 | 5, 102. 39 | 〃 向原4-36-12外 | <i>"</i> 57. 3.31 |
| 9 | 仲 原 緑 地 | 7, 648. 84 | 〃 仲原4-23-11外 | <i>"</i> 57. 3.31 |
| 10 | 東大和市立狭山緑地 | 145, 349. 29 | 〃 奈良橋1-249外 | <i>y</i> 59. 4.21 |
| 11 | 水道第二緑地 | 1,811.64 | 〃 清水6-1180-2外 | <i>y</i> 62. 3.12 |
| 12 | 桜 が 丘 緑 地 | 2,679.00 | n 桜が丘3-44-13外 | 平 5. 5. 1 |
| 13 | 上 北 台 緑 地 | 432.93 | " 上北台1-5-5 | <i>"</i> 12. 12. 28 |
| 14 | 立 野 西 緑 地 | 390.81 | 〃 立野2-18-2 | <i>"</i> 12. 12. 28 |
| 15 | 上北台駅前緑地 | 418.30 | ル 立野2-18-4 | <i>y</i> 12. 12. 28 |
| 16 | 日 月 緑 地 | 287.40 | 〃 奈良橋1-386-11 | <i>"</i> 13. 6.15 |
| 17 | 桜が丘四丁目緑地 | 568.72 | 〃 桜が丘4-29-9外 | <i>"</i> 26. 6.11 |
| 18 | 立 野 北 緑 地 | 116. 90 | 〃 立野1-33-2 | <i>"</i> 31. 3. 19 |
| 19 | 立野中央緑地 | 327. 17 | 〃 立野1-33-10 | <i>"</i> 31. 3. 19 |
| 20 | 立 野 南 緑 地 | 274. 96 | 〃 立野1-33-28 | <i>"</i> 31. 3. 19 |
| 21 | 立 野 東 緑 地 | 209. 06 | 〃 立野1-33-20 | <i>"</i> 31. 3. 19 |
| | 小 計 | 179, 395. 17 | | |
| 都立 | 狭 山 公 園 | 97, 583. 34 | 東大和市多摩湖2丁目・3丁目・4丁目 | 昭12. 4.29 |
| " | 東大和公園 | 184, 503. 06 | # 湖畔3丁目・高木1丁目・狭山3丁目・ 奈良橋2丁目 | " 54. 6. 1 |
| " | 狭 山 ・ 境 緑 道 | 4, 172. 23 | " 清水1丁目・2丁目 | <i>"</i> 54. 6. 1 |
| | 小 計 | 286, 258. 63 | | |
| | 合 計 | 465, 653. 80 | | |

●東大和市の都市公園

(平成31年4月1日現在)

| 番号 | 名 | 称 | 面積 (m²) | 所 在 地 | 開園年月日 |
|----|-----|------|------------|--------------------|-------------------|
| 1 | 末広 | 公 | 683. 21 | 東大和市南街6-57-1外 | 昭44. 4. 1 |
| 2 | 山 王 | 公 | 656. 12 | 〃 南街2-58-8 | " 45. 4. 1 |
| 3 | 高 木 | 公 | 867.00 | " 高木2-106外 | " 46. 4. 1 |
| 4 | 鹿 島 | 公 | 3, 284. 66 | " 芋窪1-2067外 | <i>"</i> 48. 4. 1 |
| 5 | 協和 | 公 | 683. 32 | ″ 南街5−33−2 | " 48. 4. 1 |
| 6 | 末広り | 第二公員 | 1, 477. 04 | 〃 南街6-3 | " 49. 4. 1 |

| 番号 | 名称 | 面積(m²) | | 所 在 地 | 開園年月日 |
|----|-------------|-------------|----|--------------|---------------------|
| 7 | 清 水 公 園 | 862.87 | " | 清水3-786 | " 45. 4. 1 |
| 8 | 栄 公 園 | 1, 088. 03 | " | 南街5-58-6外 | <i>"</i> 50. 4. 1 |
| 9 | 二ツ池公園 | 2, 919. 28 | " | 湖畔3-1085外 | <i>"</i> 53. 4. 1 |
| 10 | 日 月 公 園 | 459. 25 | " | 奈良橋2-356-28 | 昭53. 5. 1 |
| 11 | 新 堀 公 園 | 208.91 | " | 新堀1-1446-29 | <i>"</i> 53. 6. 16 |
| 12 | 湖畔第一公園 | 720.01 | " | 湖畔2-1074-70 | <i>"</i> 53. 6.16 |
| 13 | 湖畔第二公園 | 1,045.30 | " | 湖畔2-325-109 | <i>"</i> 53. 6.16 |
| 14 | 山 神 前 公 園 | 1, 745. 48 | " | 向原2−3−4 | <i>"</i> 53. 6.16 |
| 15 | 向 原 公 園 | 1, 003. 16 | 11 | 向原5-1043-46 | <i>"</i> 53. 6.16 |
| 16 | 北台第一公園 | 863.01 | 11 | 上北台1-902-35 | <i>"</i> 53. 6.16 |
| 17 | 北台第二公園 | 805. 10 | 11 | 上北台1-902-158 | <i>"</i> 53. 6.16 |
| 18 | 中北台公園 | 4, 715. 86 | 11 | 上北台2-865-4 | <i>"</i> 53. 6. 16 |
| 19 | 廻 田 第 一 公 園 | 112. 95 | 11 | 湖畔3-998-20 | <i>"</i> 53. 6.16 |
| 20 | 大 道 公 園 | 437. 28 | 11 | 狭山2-1245-25外 | <i>"</i> 53. 6.16 |
| 21 | 本 村 公 園 | 184. 28 | 11 | 清水3-780-2 | <i>"</i> 53. 6.16 |
| 22 | 廻 田 第 二 公 園 | 509.30 | 11 | 狭山1-849-28外 | <i>"</i> 53. 6.16 |
| 23 | 立野第一公園 | 150.40 | 11 | 立野1-22-4 | <i>"</i> 53. 6.16 |
| 24 | 中南台公園 | 215.05 | 11 | 上北台3-450 | <i>"</i> 53. 6.16 |
| 25 | 大 筋 端 公 園 | 265.77 | 11 | 湖畔1-1042-36 | <i>"</i> 53. 6.16 |
| 26 | 清 水 南 公 園 | 222.37 | 11 | 清水6-1188-35 | <i>"</i> 53. 6.16 |
| 27 | 立野第二公園 | 241.53 | 11 | 立野1-1020-35 | <i>"</i> 53. 6.16 |
| 28 | 丸 山 台 公 園 | 684.44 | 11 | 南街3-50-3 | <i>"</i> 53. 6.16 |
| 29 | 芝中中央公園 | 4, 681. 51 | 11 | 蔵敷3-691-20 | <i>"</i> 53. 10. 23 |
| 30 | 第一光ヶ丘公園 | 2, 344. 32 | 11 | 南街3-22-1外 | <i>"</i> 57. 3.31 |
| 31 | 緑 野 公 園 | 2, 959. 95 | 11 | 立野3-1293-30 | <i>"</i> 55. 9.18 |
| 32 | 上 仲 原 公 園 | 43, 302. 65 | " | 向原1-1-1外 | <i>"</i> 56. 4. 1 |
| 33 | 上 新 堀 公 園 | 1, 339. 77 | " | 新堀3-4-10外 | <i>"</i> 57. 3.31 |
| 34 | 仲 原 東 公 園 | 1, 652. 97 | " | 仲原3-11-1外 | <i>"</i> 57. 3.31 |
| 35 | 仲 原 西 公 園 | 1, 144. 28 | 11 | 仲原4-12-5 | <i>"</i> 57. 3.31 |
| 36 | 宮 前 公 園 | 570. 26 | 11 | 高木3-317-4 | <i>"</i> 59. 2. 1 |
| 37 | 奈良橋東公園 | 318.82 | " | 奈良橋3-493-12外 | <i>"</i> 60. 12. 28 |
| 38 | 緑野第二公園 | 830.34 | " | 立野3-1293-57外 | <i>"</i> 61. 4. 30 |
| 39 | 清水第二南公園 | 213.01 | " | 清水6-1176-22 | <i>"</i> 62. 2. 2 |
| 40 | 向 原 第 二 公 園 | 215. 58 | 11 | 向原2-810-13外 | <i>"</i> 61. 7.10 |
| 41 | 廻 田 第 三 公 園 | 906.81 | 11 | 湖畔1-1002-55 | <i>"</i> 63. 12. 26 |
| 42 | 中 央 東 公 園 | 212.36 | IJ | 中央1-544-7 | 平元. 3. 1 |
| 43 | 奈良橋北公園 | 288.66 | IJ | 奈良橋1-296-8 | <i>"</i> 2. 3. 5 |
| 44 | 奈良橋中央公園 | 334. 35 | IJ | 奈良橋6-766-2 | <i>"</i> 5. 7. 8 |
| 45 | 大筋端第二公園 | 700. 16 | IJ | 湖畔1-1043-16外 | " 6. 7.14 |
| 46 | 青梅橋公園 | 533. 54 | IJ | 桜が丘1-1425-9 | " 8. 3.11 |
| 47 | 向 原 西 公 園 | 704. 50 | " | 向原3-10 | <i>y</i> 9.11. 1 |
| 48 | 桜が丘公園 | 663. 24 | " | 桜が丘2-224-4 | <i>"</i> 11. 4. 6 |
| 49 | 青梅橋東公園 | 190. 77 | " | 桜が丘1-1330-27 | <i>"</i> 12. 5. 1 |
| 50 | 新海道公園 | 874. 19 | " | 南街3-56-94 | " 12. 9. 1 |
| 51 | 上 北 台 公 園 | 992. 17 | " | 上北台1-3-5外 | <i>"</i> 12. 12. 28 |

| 番号 | 名称 | 面積 (m²) | 所 在 地 | 開園年月日 |
|----|-------------|--------------|----------------------|---------------------|
| 52 | 上北台南公園 | 1, 087. 04 | " 上北台2-1-21 | <i>"</i> 12. 12. 28 |
| 53 | 立 野 西 公 園 | 5, 040. 16 | ッ 立野2-6-3 | <i>"</i> 12. 12. 28 |
| 54 | 立 野 南 公 園 | 1, 971. 62 | " 立野1-26-3外 | <i>"</i> 12. 12. 28 |
| 55 | 桜が丘北公園 | 430.01 | 〃 桜が丘2−215−16 | 平13. 2.15 |
| 56 | 日月第二公園 | 172.80 | " 奈良橋1-386-10 | <i>"</i> 13. 6.15 |
| 57 | 中央第一公園 | 279.49 | " 中央2-831-6外 | " 13. 11. 1 |
| 58 | 桜が丘西公園 | 724.65 | 〃 桜が丘2-223-2 | <i>"</i> 14. 4. 1 |
| 59 | 中南台第二公園 | 333.06 | " 上北台3-429-28 | " 14. 4.15 |
| 60 | 桜が丘中央公園 | 1, 654. 35 | ″ 桜が丘2-142-18 | " 15. 11. 12 |
| 61 | 立野中央公園 | 1, 413. 00 | " 立野1-9-5 | <i>"</i> 16. 4. 1 |
| 62 | 清 原 西 公 園 | 2, 016. 32 | ″ 清原1−1 | <i>"</i> 17. 7. 1 |
| 63 | 立 野 公 園 | 1, 836. 53 | ッ 立野1-8-4 | <i>"</i> 18. 4. 6 |
| 64 | 桜が丘一丁目公園 | 3, 289. 35 | 〃 桜が丘1-1429-1 | <i>"</i> 18. 9.25 |
| 65 | 狭 山 谷 津 公 園 | 680.69 | 〃 狭山3-1229-9 | <i>"</i> 21. 9.14 |
| 66 | 桜 街 道 南 公 園 | 233. 41 | 〃 桜が丘4-261-2 | <i>y</i> 21. 9.14 |
| 67 | ハンカチの木公園 | 323. 35 | 〃 桜が丘 1-1449-3 外 | <i>y</i> 22. 4. 5 |
| 68 | 桜 街 道 公 園 | 355.00 | ″ 桜が丘 2-205 | <i>y</i> 22. 4. 5 |
| 69 | 砂台公園 | 273.43 | # 蔵敷 3-900-6 | <i>y</i> 22. 4.30 |
| 70 | 清 原 南 公 園 | 1, 684. 17 | 〃 清原 3−1 | <i>y</i> 22. 4.30 |
| 71 | 立 野 東 公 園 | 2, 399. 79 | 〃 立野 1-19-4 | <i>y</i> 22. 4.30 |
| 72 | 向 原 中 央 公 園 | 5, 411. 30 | 〃 向原 3-10 外 | <i>y</i> 22. 5. 10 |
| 73 | 清 原 北 公 園 | 2, 978. 12 | 〃 清原 1-1 外 | <i>y</i> 22. 9. 6 |
| 74 | 桜みらい公園 | 654.13 | 〃 桜が丘 1-1449-75 外 | " 22. 11. 24 |
| 75 | 向 原 南 公 園 | 760. 18 | ″ 向原 3 - 10 外 | <i>y</i> 23. 5.26 |
| 76 | 桜が丘南公園 | 211. 23 | 〃 桜が丘 2-222-9 外 | <i>"</i> 25. 3. 6 |
| 77 | 桜が丘四丁目東公園 | 343.31 | " 桜が丘 4-29-11 外 | <i>y</i> 25. 7.24 |
| 78 | 桜が丘四丁目北公園 | 250. 21 | 〃 桜が丘 4-29-78 | <i>"</i> 25. 7.26 |
| 79 | 桜が丘二丁目中央公園 | 105. 86 | 〃 桜が丘 2-211-32 | <i>"</i> 26. 10. 6 |
| | 小 計 | 129, 997. 75 | | |
| 都立 | 都立東大和南公園 | 98, 719. 71 | 東大和市桜が丘2丁目、3丁目 | 昭61. 6. 1 |
| | 合 計 | 228, 717. 46 | | |

3 緑化

都市化の進展による無秩序な開発は、同時に緑を奪い、生活環境を悪化させる。

市の北部の狭山丘陵には、市立狭山緑地・都立 東大和公園・都立狭山公園などの大きな公園(緑 地)があり多摩湖には広大な水と緑がある。しか し、新青梅街道以南では緑が少なく、今後も緑の 保全・創出が課題となっている。

(1) 東大和市みどりの保護・育成に関する条例

昭和47年12月にできた条例で、市内の緑を守り、緑化を進めるための条項が定められている。 主なものは、緑地保護地区、保存樹木等の指定、緑化の推進、苗木の育成、公共施設の緑化などである。

(2) 道路の緑化

緑のネットワークを図るうえで、主要な幹線 道路を中心に緑化を行っている。

(平成31年4月1日現在)

| 街路樹 | 数量 | 主な樹種 |
|-----|------------|---------------------------------|
| 高木 | 3, 223本 | サクラ、イチョウ、 ケヤキ、ヤマモモ、 ユリノキ等 |
| 低木等 | 20, 270 m² | ツツジ、ドウダン、 イヌツゲ等 |

(3) 保存樹木・保存樹林・保存生垣の指定状況

●保存樹木

(平成31年4月1日現在)(単位:本)

| 地区名 樹種 | 芋 窪 | 蔵敷 | 奈良橋 | 高 木 | 狭山 | 清水 | 計 |
|--------|-----|----|-----|-----|----|----|-----|
| ケャキ | 16 | 28 | 6 | 22 | 9 | 12 | 93 |
| イチョウ | 5 | 1 | 4 | 3 | ı | 7 | 20 |
| カシ | 6 | 1 | I | 2 | ı | 2 | 11 |
| スギ | 2 | 2 | I | İ | ı | I | 4 |
| カヤ | 3 | _ | 1 | l | ı | 1 | 3 |
| エノキ | 1 | _ | 1 | 1 | 1 | ı | 3 |
| サ ク ラ | - | | | 1 | | | 1 |
| コブシ | - | ı | 1 | İ | ı | I | 1 |
| マッツ | - | | I | I | ı | 1 | _ |
| ムクロジ | - | ı | I | İ | 1 | I | 1 |
| ヒヨクヒバ | _ | _ | - | - | _ | 2 | 2 |
| クスノキ | _ | 2 | 1 | ı | _ | _ | 2 |
| カキ | _ | 1 | _ | I | ı | _ | 1 |
| 合 計 | 33 | 35 | 11 | 29 | 11 | 23 | 142 |

●保存樹林 (平成31年4月1日現在)

| 区分 | 主 要 樹 種 名 | 面積 (m²) |
|------------|-----------|---------|
| 東大和公園東側の樹林 | クヌギ・アカマツ | 6, 245 |
| 使成霊園北西の樹林 | クヌギ・コナラ | 391 |
| 東大和公園南側の樹林 | コナラ | 1,030 |
| 合 | 計 | 7, 666 |

●保存生垣

(平成31年4月1日現在)

| 区 | 5 | 分 | 芋 | 窪 | 蔵 | 敦 | 湖 | 畔 | 奈良橋 | 恒 | 木 | 狭 山 | 清 | 水 | 上北台 | 立 | 野 |
|-----|-----|----|---|-----|------|----|---|----|-----|---|-----|-----|---|-----|-----|---|----|
| 指定件 | 数(作 | 牛) | | 20 | | 17 | | 5 | 14 | | 14 | 15 | | 22 | 7 | | 4 |
| 延 : | 長(r | n) | | 837 | 1, 3 | 59 | | 98 | 618 | | 540 | 489 | | 693 | 402 | | 66 |

| 区 | 分 | 中 央 | 桜が丘 | 南街 | 仲 原 | 向 原 | 新 堀 | 合 計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 指定件数 | (件) | 10 | 0 | 23 | 6 | 6 | 7 | 170 |
| 延長 | (m) | 342 | 0 | 828 | 141 | 78 | 141 | 6, 632 |

6. 防災・防犯体制の推進

1 消防業務

都市化の進展と産業経済の発展に伴い消防業務 はますます複雑多様化し、狭域的な組合消防では 対応が難しくなったため、広域消防体制へ移行す ることを目的に昭和49年4月1日常備消防業務を都 に委託した。

また、消防団が活動しやすいよう環境整備に努めるとともに、消防水利の増設、維持管理を推進している。

2 災害対策

風水害や地震等の災害に対しては、広域防災の 見地から都に準拠した方策を講じており、災害対 策基本法(昭和36年法律第223号)に基づいて東 大和市防災会議が作成した、東大和市地域防災計 画(平成25年3月修正)に基づき施設の拡充や体 制の強化を図っている。

防災対策では、東日本大震災からの教訓、東京 都防災会議が平成24年4月に発表した「首都直下 地震等による東京の被害想定」等を基にして、市 への被害が甚大、かつ発生率が高いと考えられている東海地震及び多摩直下地震等への対策を中心とし、関係防災機関の協力を得て、防災対策の強化を進めている。また、災害時の被害を軽減するため、防災行政無線施設の設置、市民の自主防災組織の育成、避難場所(22か所)等の敷地内への地域防災施設の設置に努めるとともに、災害時に必要な訓練、災害発生時の応急対策、復旧対策等の充実を図っている。

3 防犯対策

犯罪を未然に防止するため、青色回転灯パトロールカーによる広報活動等を通じて市民一人ひとりの社会道徳や防犯意識の高揚に努めるとともに、防犯看板の設置により防犯意識の啓発を行っている。また、東大和市防犯協会及び東大和地区防犯協会の防犯活動を支援するとともに、市民ボランティアとの連携を通して、犯罪のない明るいまちづくりの推進に努めている。

●防災備蓄庫・備蓄コンテナ設置状況

| 区分 | 設置場所名称 | 所 在 地 | 規模(㎡) | 主な備蓄品 | | |
|-------------|-----------|------------|--------|---|--|--|
| | 市役所 地下備蓄庫 | 中央3-930 | 105.60 | 医療医薬品 | | |
| 備 | 市役所 総務部倉庫 | II | 36. 00 | 給水タンク 発電機 スコップ | | |
| 蓄 | 上仲原備蓄庫 | 向原1-1-1 | 32. 00 | | | |
| 倉 | 蔵敷備蓄庫 | 蔵敷2-337 | 32. 00 | ヘコツノ 簡易トイレ | | |
| 庫 | 奈良橋備蓄庫 | 奈良橋2-616-1 | 32. 40 | シート等 | | |
| | 玉川上水集会所内 | 桜が丘4-29-17 | 5. 79 | 備蓄食料等 | | |
| | 市立第二小学校 | 南街3-61-2 | 14.76 | | | |
| | 市立第三小学校 | 清原4-1312-2 | 14. 40 | 救急箱 | | |
| | 市立第四小学校 | 狭山5-1038 | 14. 40 | 給水タンク 発電機 | | |
| 備蓄 | 市立第五小学校 | 向原1−11 | 14. 40 | トイレットペー | | |
| ョコ | 市立第七小学校 | 芋窪5-1171 | 14. 40 | パー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | | |
| \\ \chi_{-} | 市立第八小学校 | 立野3-1255 | 14. 40 | | | |
| テナ | 市立第九小学校 | 蔵敷2-546 | 14. 40 | | | |
| | 市立第十小学校 | 上北台3-399 | 14. 40 | | | |
| | 市立第一中学校 | 奈良橋3-530 | 14. 40 | | | |
| | 市立第二中学校 | 南街3-60-4 | 14. 40 | | | |

| 区分 | 設置場所名称 | 所 在 地 | 規模(㎡) | 主な備蓄品 |
|----|---------|--------------|--------|-------|
| | 市立第三中学校 | 仲原2-7 | 14. 40 | |
| 備 | 市立第四中学校 | 立野2-6-2 | 14. 40 | |
| 蓄 | 市立第五中学校 | 芋窪5-1119 | 14. 40 | |
| コン | 市立湖畔集会所 | 湖畔2-1044-234 | 14. 40 | |
| テ | 市立狭山公民館 | 狭山3-1344-1 | 14. 40 | |
| ナ | 市民体育館 | 桜が丘2-167-13 | 14. 40 | |
| | 清水公園 | 清水3-786-2 | 14. 76 | |



第8回東大和市まちフォトコンテスト (平成31年度実施) ダイワ徽章賞作品「薄化粧」 撮影:木下 紀捷 氏

7. ごみの減量とリサイクルの推進

1 リサイクルの推進

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、地球環境の破壊や資源の枯渇、最終処分場のひっ迫など、大きな社会問題を引き起こしている。

環境負荷を低減し、持続的発展が可能な循環型 社会を構築していくためには、生産・流通の段階 にまで遡り、廃棄物の発生抑制・再使用・再利用 に積極的に取り組む必要がある。

今後も引き続き、廃棄物の減量と適正処理に努めるため、市民・事業者・行政が一体となり「東大和市一般廃棄物処理基本計画(ごみゼロプラン)」に基づく、廃棄物の発生抑制・再使用・再利用の推進に取り組んでいくことが求められている。

(1) 東大和市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の減量、再利用の促進等に関する 事項を審議するため、市長の附属機関として、 東大和市廃棄物減量等推進審議会を設置してい る。

(2) 資源収集事業

廃棄物の資源化を推進するため、資源収集事業を行っている。

【最近の動向】

- ・平成25年10月-生ごみの戸別収集を開始。
- ・平成26年 2月-小型家電を公共施設で回収。
- ・平成26年 8月-収集体制を変更。ペットボトル、缶及びびんの収集日を 月2回とし、ペットボトルは 「缶・びん」とは別の収集日 に変更。また、容器包装プラスチックの戸別収集を開始。
- ・平成26年10月-容器包装プラスチックを含む 家庭廃棄物の有料化を開始。
- ・令和元年 5月一㈱セブン・イレブン・ジャパンとペットボトル回収事業に係る協定を締結
- ・令和元年10月-HOYA(㈱アイケアカンパニーと 使い捨てコンタクトレンズ空 ケースの回収に係る協定を締 結

(3) 小平·村山·大和衛生組合 資源物中間処理 施設

平成31年4月より、小平・村山・大和衛生組合 資源物中間処理施設が稼動し、容器包装プラスチック及びペットボトルの選別、圧縮等を行っている。

(4) 東大和市資源物等選別作業倉庫

粗大ごみについては、金属類・小型家電を 抜き取り資源物回収業者に引き渡し、その他 は小平・村山・大和衛生組合に搬入している。 収集した小型家電、有害ごみ、紙パック、小 型充電式電池については、選別等の中間処理を 行い、資源物回収業者に引き渡している。

所在地:東大和市立野3丁目1121番

(5) 資源物集団回収事業の推進

昭和57年4月から、資源回収に対する市民の 取り組みを推進するため、資源物集団回収報償 金制度を設け、市に登録した団体に報償金を交 付している。

(6) 生ごみ自家処理の推進

家庭から排出される廃棄物のうち、大きな割合を占める生ごみの自家処理を促進し、廃棄物の減量化を図るため、生ごみたい肥化容器等の購入費の一部を上限額の範囲内で補助している。また、平成5年からコンポスターの無償貸与も行っている。

(7) 資源の再使用

平成26年11月から不用食器の回収・無料配 布を行っている。

(8) 民間事業者との連携

① ㈱セブン-イレブン・ジャパンとのペット ボトル回収事業

「マイバッグ資源を入れてお買い物」を合言 葉にペットボトルの民間回収ルートの確立のた め、㈱セブン・イレブン・ジャパンと連携して、 市内のセブン・イレブン全店舗における自動回 収機による回収を実施。市はリサイクルのため の啓発等を行う。 ② HOYA㈱アイケアカンパニーとの使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収事業 使い捨てコンタクトレンズ空ケースを適正に 回収することに関し、HOYA(㈱アイケアカンパニーと 連携することで、持続可能な資源の回収に寄与する。 市はリサイクルのための啓発等を行う。

●リサイクルの状況

(単位:kg)

| 年度 区分 | 缶 | びん | 紙類 | 布類 | 紙パック | ペット ボトル | 食品用白色トレイ | 容器包装 プラスチック |
|---------|----------|----------|-------------|----------|--------|------------|----------|----------------|
| 平成 28 年 | 182, 110 | 531, 370 | 2, 219, 440 | 381, 330 | 3, 530 | 182, 550 | 685 | 879, 570 |
| 平成 29 年 | 177, 820 | 525, 898 | 2, 105, 680 | 413, 160 | 3, 660 | 156, 590 | 480 | 845, 390 |
| 平成 30 年 | 173, 330 | 485, 320 | 2, 105, 500 | 407, 720 | 2, 380 | 164, 380 | 270 | 839, 610 |

(単位:kg)

| 年度 区分 | 小型家電 | 生ごみ | 粗大ごみから の回収資源 | 合 計 |
|---------|---------|--------|-----------------|-------------|
| 平成 28 年 | 29, 250 | 3, 558 | 96, 630 | 4, 510, 023 |
| 平成 29 年 | 30, 890 | 3, 332 | 90, 090 | 4, 352, 990 |
| 平成 30 年 | 30, 860 | 2,660 | 86, 100 | 4, 298, 130 |

●集団回収実践状況

(単位:kg)

| 年度 区分 | びん | 金属 | 紙類 | 布類 | プラスチック類 | 合計 |
|---------|----------|---------|----------|---------|---------|-------------|
| 平成 28 年 | 83, 953 | 60, 150 | 923, 651 | 76, 616 | 32, 977 | 1, 177, 347 |
| 平成 29 年 | 97, 181 | 66, 527 | 932, 744 | 82, 711 | 35, 294 | 1, 214, 457 |
| 平成 30 年 | 101, 655 | 65, 743 | 885, 344 | 80, 816 | 39, 728 | 1, 173, 286 |

2 廃棄物処理

平成26年8月より、収集体制の変更に伴う可燃 ごみ及び不燃ごみの戸別収集を開始し、同年10月 から家庭廃棄物の有料化を開始した。

有害ごみ及びスプレー缶類等を除き、小平・村山・大和衛生組合の中間処理施設で、焼却(処理能力360トン/日)、破砕(処理能力75トン/日)を行っている。

また、破砕については、磁選機等により鉄類を 抜き取り、リサイクルを行っている。 中間処理した焼却灰は、三多摩地域の25市1町で組織する東京たま広域資源循環組合が管理・運営する日の出町二ツ塚処分場へ搬入し、最終処分を行っている。(平成18年7月以降、焼却灰は、同組合のエコセメント化施設においてエコセメントとしてリサイクルされている。)

また、不燃ごみの残渣は再資源化事業者に引き 渡し、再資源化の処理を行っている。

●小平・村山・大和衛生組合搬入状況

(人口及び世帯は各年度3月31日現在)

| 区分 | | | 処理量 (t) | | | | 1日当たり | 1世帯1日当 | | | | | | | | | | |
|---------|-----------|---------|-----------|---------|-------|--------|-------|---------------|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|------------------|-------|
| | 世 帯 | 人口 | 収集分 | | 収集分 | | 収集分 | | 収集分 | | 収集分 | | 収集分 | | 収集分 | | 1日ヨたり 処理量 | たり処理量 |
| 年度 | | (人) | 総数 | 可燃ごみ | 不燃ごみ・ | 持込分 | | にり処理事 (kg) | | | | | | | | | | |
| 1 年度 | | | | 円燃こみ | 粗大ごみ | | (t) | (kg) | | | | | | | | | | |
| 平成 28 年 | 38, 405 | 85, 857 | 15, 388 | 12, 137 | 806 | 2, 445 | 42. 2 | 1. 1 | | | | | | | | | | |
| 平成 29 年 | 38, 705 | 85, 698 | 15, 392 | 12, 030 | 836 | 2, 526 | 42. 2 | 1. 1 | | | | | | | | | | |
| 平成 30 年 | 38, 895 | 85, 337 | 15, 173 | 11, 938 | 854 | 2, 381 | 41.6 | 1.1 | | | | | | | | | | |

※処理量は、有害ごみ及びスプレー缶類を含まない中間処理量である

※人口は、外国人登録者数を含む

●有害ごみ及びスプレー缶類収集量

(単位:kg)

| 年度 | 乾電池 | 蛍光灯 | 体温計 | ライター | スプレー缶類 | 合計 |
|---------|---------|--------|-----|--------|---------|---------|
| 平成 28 年 | 21, 365 | 9, 285 | 40 | _ | _ | 30, 690 |
| 平成 29 年 | 20, 305 | 8, 187 | 20 | 1, 395 | 17, 236 | 47, 143 |
| 平成 30 年 | 21,835 | 7, 764 | 36 | 1, 335 | 19, 942 | 50, 912 |

3 し尿処理及び浄化槽汚泥処理

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、委託により行っている。し尿の処理手数料は、一般世帯の場合、1便槽1回につき2,000円、事業所の場合は、10につき20円となっている。ただし、一般家庭で公共下水道が使用可能になった日から3年を経過しない区域にある便槽は、月1回に限り無料で収集を行っている。

平成31年3月31日現在のし尿くみ取り世帯は、 46世帯で全世帯の約0.1%になっている。その他 浄化槽(単独・合併方式)は317基となっている。 し尿及び浄化槽汚泥の中間処理は、武蔵野市・ 小金井市・小平市・武蔵村山市・東大和市の5市 で組織する湖南衛生組合で処理している。当該施 設の処理能力は、4.1kℓ/日で、前処理希釈放流方 式となっている。

●し尿及び浄化槽汚泥収集量

(単位:kℓ)

| 年度 区分 | し尿収集量 | 浄化槽汚泥収集量 | 合計 |
|---------|-------|----------|-----|
| 平成 28 年 | 142 | 223 | 365 |
| 平成 29 年 | 122 | 192 | 314 |
| 平成 30 年 | 127 | 157 | 284 |

8. 環境の保全

1 公害の防止

公害とは、事業活動その他の人の活動に伴って 生じる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒 音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって人の健康 又は生活環境に被害が生ずることをいう。

当市では幸いにして公害病などの大きな公害問題は発生していないが、人口の増加、住宅の密集化及び高層化、自動車台数の増加等の社会構造や生活スタイルの変化に伴う都市生活型の公害問題が増加している。

大気汚染は、その大部分がディーゼル車等自動車の排出ガスによって生じた窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等が原因となっている。

東京都は平成15年から条例でPMの規制基準に 適合しないディーゼル車の走行規制を実施し、浮 遊粒子状物質の削減を図っている。当市では、市 役所屋上にて総浮遊粉じんを、また主要交差点等 にて二酸化窒素を測定し監視している。

当市における河川の水質については、整備や公 共下水道の普及により、魚類等が多数生息してい る状況が目視できるほど改善されてきている。一 方で、河川水量(流量)の減少が目立つようにな り、その確保が求められている。

騒音については、主要幹線道路の交通騒音や建設作業における作業音などが問題となっている。 最近は、近隣からの生活騒音についての苦情等が増加傾向にある。

市は、これらさまざまな公害問題に対処するため、公害発生源の監視・指導を行うとともに、環境監視を目的とした各種環境調査を行っている。

だれもが快適に暮らせる環境をつくるためには、 市、市民及び事業者が一体となって公害防止に努 めていく必要がある。特に近隣公害問題はだれも が加害者となりうるものであり、それを解決する にはお互いに迷惑をかけないよう配慮することが 重要である。

なお、市は平成16年度に東大和市環境基本条例を制定し、平成18年度に第一次環境基本計画を、 平成28年度には第二次環境基本計画を策定し、良 好な環境の確保に努めることとしている。また、 市長の諮問に応じ環境の保全に関する重要事項を 調査・審議する東大和市環境保全審議会を設置し、 市の良好な環境の確保を図っている。

●現象別苦情・陳情受付件数

(各3月31日現在)(単位:件)

| 現象 年度 | 大気汚染 | 水質汚濁 | 土壤汚染 | 騒音 | 振動 | 地盤 沈下 | 悪臭 | その他 | 計 |
|----------|------|------|------|----|----|----------|----|-----|----|
| 平成28年度 | 6 | 7 | Ţ | 8 | 2 | - | 11 | 9 | 43 |
| 29年度 | 11 | 3 | - | 10 | 1 | _ | 16 | 38 | 79 |
| 30年度 | 10 | 5 | = | 17 | 1 | _ | 15 | 31 | 79 |

●発生源別苦情・陳情受付件数

(各3月31日現在)(単位:件)

| 発生源 年度 | 工場 | 指 定 作業場 | その他の 事業場 | 建設作業 | 商 店飲食店 | 自動車 航空機 | その他 一般家庭等 | 計 |
|-----------|----|---------------|-------------|------|--------|------------|--------------|----|
| 平成28年度 | _ | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 24 | 35 |
| 29年度 | _ | 2 | 2 | 4 | 2 | 1 | 54 | 65 |
| 30年度 | 5 | 4 | 3 | 5 | 6 | 1 | 44 | 68 |

注:2つ以上の現象に該当するものがあるので、現象別苦情・陳情受付件数と発生源別苦情・陳情受付件数 の年度毎の計は一致しない。

●河川水質経年変化 (下流部の平均値)

(単位:mg/l)

| | | В | 0 D 経 | 年 | 変 | 化 | |
|----|------|----|----------|---|------|-----|----------|
| | | | 平成 28 年度 | 平 | 成 29 | 年度 | 平成 30 年度 |
| 空 | 堀 | Л | 1. | 4 | | 1.3 | 1.8 |
| 奈 | 良橋 | Ш | 1. | 0 | | 0.8 | 1.2 |
| 前 | | Щ | 1. | 3 | | 1.2 | 1.3 |
| (瑻 | 環境基準 | 値) | 10.0以7 | F | 2.0 | 以下 | 2.0以下 |

BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機物による汚濁を測る指標とされている。この数値が高いほど汚れていることになり、魚類の生息には 5mg/ℓ以下が望ましいとされている。

※環境基準 平成28年度まではE類型。平成29年度からA類型。(空堀川のみ適用)

●事業所数

(各3月31日現在)(単位: 箇所)

| 年 度 区 分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|
| 東京都環境確保条例に基づく工場 | 321 | 316 | 317 |
| 東京都環境確保条例に基づく指定作業場 | 363 | 360 | 357 |
| 騒音規制法に基づく特定施設設置事業所 | 90 | 90 | 90 |
| 振動規制法に基づく特定施設設置事業所 | 54 | 54 | 54 |

●光化学スモッグ注意報発令状況(多摩北部地域)

(単位: 回)

| 年度 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 計 |
|--------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|---|
| 平成28年度 | _ | _ | _ | 2 | _ | _ | 1 | _ | _ | _ | _ | _ | 3 |
| 29年度 | - | - | - | 2 | _ | _ | - | - | - | - | _ | - | 2 |
| 30年度 | - | - | - | 2 | 4 | - | - | - | - | - | - | - | 6 |

●大気中の総浮遊粉じん濃度経年変化

(単位 : µg/m³)

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 年平均値 | 26. 1 | 38. 4 | 50. 1 |

(市役所庁舎屋上にて測定)

 $%1 \mu g$ (マイクログラム) =1000分の1 mg 総浮遊粉じんについては環境基準値の設定はない。

●市内交通騒音調査

調 查 日 平成31年1月8日~平成31年1月9日

調査方法 毎正時10分、補正なし

昼間 午前 6時から午後10時までの16時間 夜間 午後10時から午前 6時までの 8時間

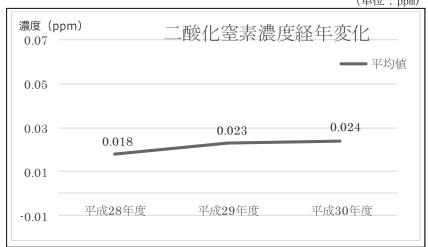
(単位:デシベル)

| | | (-12. | |
|---------------------|-------|-------|----|
| 調査地点 | | 昼間 | 夜間 |
| 新青梅街道 奈良橋庚申塚交差点東 | 測定値 | 68 | 65 |
| | 環境基準値 | 70 | 65 |
| | 要請限度 | 75 | 70 |
| 青梅街道 東大和中央交差点北 | 測定値 | 66 | 62 |
| | 環境基準値 | 70 | 65 |
| | 要請限度 | 75 | 70 |
| 青梅街道 奈良橋川村山橋東 | 測定値 | 66 | 59 |
| | 環境基準値 | 70 | 65 |
| | 要請限度 | 75 | 70 |
| 芋窪街道 桜街道交差点北 | 測定値 | 65 | 61 |
| | 環境基準値 | 70 | 65 |
| | 要請限度 | 75 | 70 |

- (注) 1. 環境基準値…環境基本法第16条第1項に基づく「騒音に係る環境基準について(環境庁告示)」による。
 - 2. 自動車騒音要請限度…「騒音規制法第17条第1項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令(総理府令)」による。

●主要交差点における二酸化窒素濃度(簡易測定)

(単位:ppm)



※ (参考) 環境基準・・・一時間値の一日平均値が0.04ppm~ 0.06ppmまでのゾーン内。またはそれ以下であること。